

## 高鍋町お試しオフィス制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内でサテライトオフィス（本拠となる主たる執務空間とは別に、出先拠点として設置された執務空間をいう。以下同じ）若しくは事務所等を開設しようとする者又は起業を目指す者が、一定期間町内で試験的に事業を営むことを目的として設置する高鍋町お試しオフィス（以下「オフィス」という。）の運営に関し必要な事項を定め、町への企業誘致及び産業の活性化並びに雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

### (オフィス)

第2条 オフィスの所在地及び構造等は、次のとおりとする。

所在地	構造等
高鍋町大字上江 8473 番地	木造平屋建

### (利用資格)

第3条 オフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 町内でサテライトオフィス若しくは事務所等を開設しようとする者又は起業を目指す者

イ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがない事業を行おうとする又は行っている者

ウ 暴力団関係者（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）でない者

エ 市区町村民税を滞納していない者

オ オフィス退去後、町内において事業を営むために必要な計画を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に利用を認める者

### (利用申請)

第4条 オフィスの利用を希望する者は、利用開始希望日の1か月前までに、高鍋町お試しオフィス利用申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、市区町村民税納税証明書、履歴書、住民票抄本及び法人にあっては定款を添えて町長に申請しなければならない。

### (利用の審査、決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用を認めると決定したときは高鍋町お試しオフィス利用決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、利用を認めないと決定したときは高鍋町お試しオフィス利用却下通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

### (利用貸借契約)

第6条 町長は、オフィスの利用を認めると決定した者がオフィスを利用しようとするときは、当該オフィスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）とお試しオフィス利用貸借契約書（様式第5号）による契約を交わすものとする。

### (利用料)

第7条 オフィスの利用料は、無料とする。ただし、消耗品費、交通費等は利用者の負担とする。

(定員及び利用期間)

第8条 オフィスを利用できる定員は1社あたり2人までとし、利用できる期間（以下「利用期間」という。）は1年以内とする。

2 定員超過や利用期間の延長は認めないものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(修繕費用の負担)

第9条 オフィス及びオフィスに附帯し、又は備え置かれた備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項に規定する修繕の必要が利用者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該利用者は、町長の指示に従い修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、利用期間中に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オフィスをその目的以外に使用しないこと。
  - (2) 使用しない時間は施錠する等オフィスを善良に管理すること。
  - (3) 鍵を紛失したときは、直ちに町長にその旨を報告すること。
  - (4) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮すること。
  - (5) オフィスに附帯し、又は備え置かれた備品及び町が用意した用品を適切に取り扱うこと。
  - (6) 清掃を随時行う等良好なオフィスの環境の維持に努めること。
  - (7) ごみは、町の指示に従い、適切に処理すること。
  - (8) 決定通知書に記載された利用者以外の者を利用させないこと。
  - (9) 利用期間が満了したときは、直ちにオフィスの鍵を地域政策課に返却すること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (禁止行為)

第11条 利用者は、利用期間中にオフィス及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の要請その他これに類する行為
- (2) 興行、展示会その他これらに類する催しの開催
- (3) 文書、図書その他印刷物を貼り付け又は配布する行為
- (4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為
- (5) 公の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持し、又はこれに反する等の政治的活動その他これらに類する行為
- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為
- (7) オフィスの全部若しくは一部の転貸又はその権利の譲渡
- (8) オフィスの増改築及び模様替え
- (9) オフィス内における設備及び工作物の設置
- (10) 前各号に掲げるもののほか、オフィスの利用にふさわしくない行為

(利用決定の取消し)

第12条 町長は、利用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めた場合又はオフィスを継続して貸し付けることが困難であると認めた場合は、第5条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により利用の決定を取り消すときは、高鍋町お試しオフィス利用決定取消通知書(様式第6号)により、当該利用者に対し通知するものとする。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用決定が取り消された場合は、町職員の立会いのもと、直ちにオフィスを明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、オフィスの清掃を行い、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、オフィス及びその敷地を原状回復しなければならない。

2 地域政策課は、前項の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ当該利用者と協議するものとする。

(立入り)

第14条 町長は、オフィスの防火、火災の延焼、構造の保全その他オフィスの管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ず町職員をオフィス内に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失によりオフィスの建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第16条 オフィスが通常有すべき安全性を欠いていた場合を除き、オフィス内又は敷地内で発生した事故及び火災について、町長はその責務を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、お試しオフィス制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。